

水道料金算定要領（平成 27 年改訂版）に係る留意点等について

1. 改訂箇所に関する留意点

<営業費用の控除項目における取扱いについて>

改訂後の水道料金算定要領では、地方公営企業会計制度の見直しにより新たに導入された長期前受金戻入について、原則として営業費用の控除項目とはしないこととしております。これは、地方公営企業の経費の負担の原則（地方公営企業法第 17 条の 2）、及び地方公営企業の健全な運営を確保する観点から確実に更新財源を回収する必要性があることによっております。

しかしながら、長期前受金に整理した償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の性質は様々であり、当該補助金等の性質によっては、補助金等によって取得した資産の価額を総括原価に参入することが適当でない場合も考えられます。

したがって、算定要領における「原則として控除項目に含めないものとする。」との規定のみをもって、補助金等の性質を考慮することなく一律に長期前受金戻入を控除しないことは適当ではないことにご留意ください。

2. 「料金改定業務の手引き（仮称）」の作成について

平成 27 年 2 月に開催された第 136 回事務常設調査委員会において、算定要領及びガイドラインの各項目の詳細な解説などを始め、料金改定業務に係る一連の内容が把握できる手引きを作成することが決定されました。

今後、平成 28 年度中の発刊を目途に、経営調査専門委員会を中心に本手引きの作成について検討を行うこととしております。